

食品安全委員会（第596回会合）議事概要

日 時：平成28年2月23日（火） 14：00～14：50

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか6名出席

傍聴者：報道1名、行政機関3名、一般5名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について ・ 添加物「過酸化水素」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量（ADI）を特定する必要はない」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 農薬「イソウロン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「イソキサチオン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「シメコナゾール」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「スピロテトラマト」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「ピリオフェノン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「イソウロンの一日摂取許容量（ADI）を0.017 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.2 mg/kg 体重と設定する。」

「イソキサチオンの一日摂取許容量（ADI）を0.002 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.003 mg/kg 体重と設定する。」

「シメコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.0085 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）を0.2 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量（ARfD）を0.09 mg/kg 体重と設定する。」

「スピロテトラマトの一日摂取許容量（ADI）を0.12 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を1 mg/kg 体重と設定する。」

「ピリオフェノンの一日摂取許容量（ADI）を0.091 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がない。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 特定保健用食品「レア スウィート」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「本食品の特定保健用食品としての安全性を確保するためには、少なくとも次の事項について、使用者への情報提供の徹底が必須であると判断した。

- ①本食品を摂取した場合にLDL-Cが上昇する可能性があり、特に、高LDL-C血症及び境界域高LDL-C血症の人は注意すべきこと。
- ②本食品の一日摂取目安量を守り、過剰摂取は行わないこと。
- ③D-プシコースを原材料として含む他の食品との併用は避けること。

なお、本食品は血糖値に影響するとされている食品であることから『特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について』（平成19年5月 10日付け食品安全委員会決定）の2の（2）に規定する対応方針に基づく対応が必要であり、事業者は、健康被害情報の収集・情報提供に努めるとともに、治療を受けている者等が摂取する際には、医師等に相談することの注意喚起表示を行うことが必要と判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

（２）食品安全関係情報（１月２３日～２月４日収集分）について

→事務局から報告。

ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)が公表した、畜産で使用する抗生物質による影響に関するFAQIについて報告。